

# 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画

## 【中間見直し】

平成 28 年 3 月

金 沢 市



## 目 次

1. 計画見直しの背景・目的	1
1-1. まちなか自転車利用環境向上計画の概要	1
1-2. 見直しの背景・目的	2
2. これまでの取組	4
2-1. 自転車通行空間整備【はしる】	4
2-2. 駐輪環境整備【とめる】	6
2-3. 自転車利用促進【つかう】	9
2-4. ルール・マナー向上【まもる】	13
3. 計画見直しの方向性	19
4. 見直し後の変更内容	21
4-1. 区域等の変更	21
4-2. 自転車利用環境向上の4本柱の展開	22



# 1 計画見直しの背景・目的

## 1-1. まちなか自転車利用環境向上計画の概要

- 「金沢市まちなか自転車利用環境向上計画」（以下、現行計画）は、自転車利用ニーズが高く、解決すべき問題の多い中心市街地（まちなか）を対象に、自転車利用環境向上に向けた総合的な施策を展開するため、平成23年3月に策定した。
- 計画の目的、区域、期間、構成については、次のとおりである。

### ■目的

- ・自転車を公共交通と組み合わせた都市交通の一つとして再認識し、金沢のまちの特性に応じた市民・来街者の身近な移動手段として利用できる環境を整え、「自転車を安全・快適に利用できるまち・金沢」の実現を目指す。

### ■区域

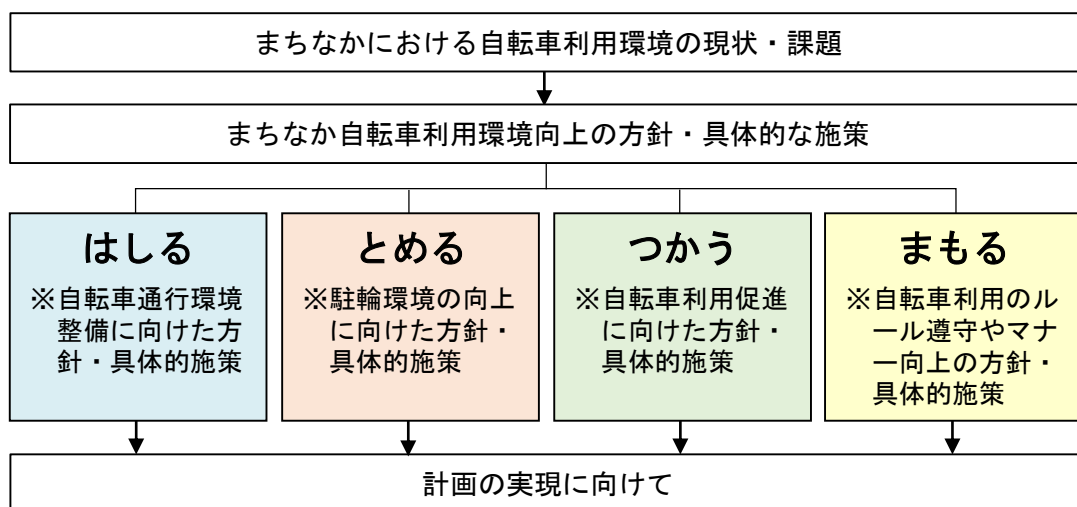
- ・本計画の検討対象範囲は、「金沢市中心市街地活性化基本計画」（平成19年5月）で定義された「中心市街地（まちなか）」（約860ha）とする。

### ■期間

- ・平成22年度～平成31年度の10カ年とする。  
※北陸新幹線開業などのターニングポイントを見据えつつ、計画の段階的な実現を目指す。

### ■構成

- ・まちなかにおける自転車利用環境の現状・課題について整理した上で、「はしる」「とめる」「つかう」「まもる」の4つの方針と具体的な施策を掲げている。



## 1-2. 見直しの背景・目的

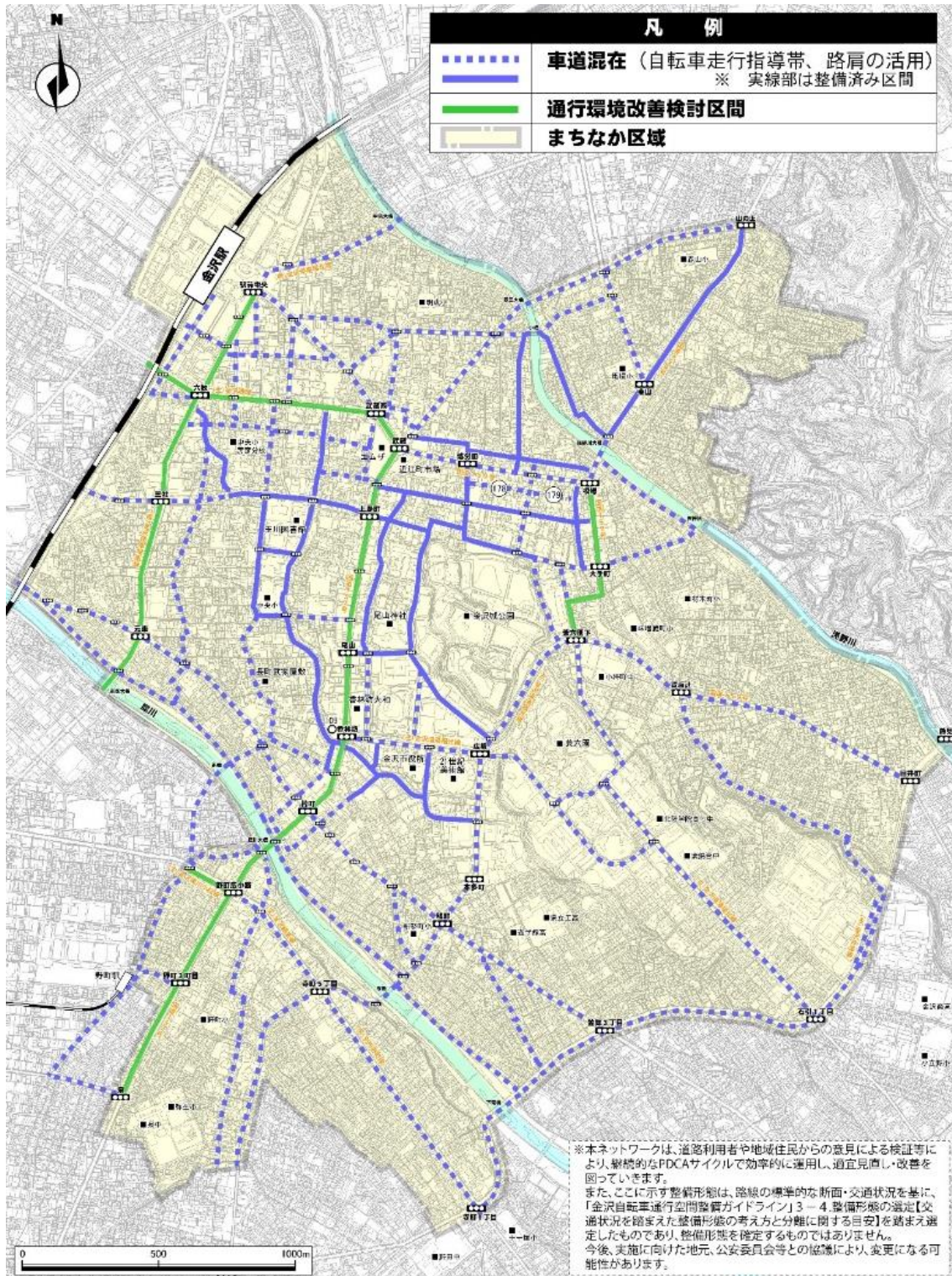
- 平成 23 年 3 月の現行計画策定後、4 カ年が経過し、この間、“はしる・とめる・つかう・まもる”の4つの基本方針に基づき、「自転車走行指導帯」による“まちなか自転車ネットワーク”の整備、新たな駐輪場の設置、公共レンタサイクル「まちなか」の本格実施、「自転車マナーアップ強化の日」における街頭指導などのルール・マナー啓発活動を展開してきた。
- 平成 23 年 2 月には学識者、警察（石川県警・所轄警察署）、道路管理者（国土交通省金沢河川国道事務所・石川県・金沢市）からなる「金沢自転車ネットワーク協議会」が設置され、平成 25 年 8 月に「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」、平成 26 年 2 月に「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）」が策定された。
- 平成 24 年 11 月には国土交通省道路局と警察庁交通局が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定し、平成 25 年には改正道路交通法の施行により自転車の路側帯通行が左側に限定されるなど、自転車を取り巻く環境も大きく変化してきた。また、これらの全国的な流れを受け、平成 27 年 3 月には「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」の改訂も行われている。
- 上記の経過に加えて、本市の新たな都市像である「世界の交流拠点都市 金沢」やその実施計画である「重点戦略計画」の策定、平成 27 年 3 月の北陸新幹線金沢開業、さらには現計画期間の中間年を迎えた今、計画のターニングポイントとして位置づけ、これまでの実践の中で得た知見をさらなる自転車利用環境向上に活かすため、中間見直しを行うものとする。

### <現行計画策定後における金沢市内と全国の主な取組>

	金沢市内の主な取組	全国の主な取組
H23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>金沢市まちなか自転車利用環境向上計画</b>」の策定（<b>金沢市、H23. 3</b>）</li> <li>・「金沢自転車ネットワーク協議会」設立（H23. 2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」の都道府県警察への通達（警察庁、H23. 10）</li> </ul>
H24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金沢市公共レンタサイクル「まちなか」の本格実施開始（H24. 3. 24）</li> <li>・「自転車利用環境向上会議 2012in 金沢」の開催（H24. 10. 11～12）</li> <li>・有松・久安地区における「自転車専用通行帯」の整備（石川県警、金沢市）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の策定（国土交通省・警察庁、H24. 11）</li> </ul>
H25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」の策定（H25. 8）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法一部改正（自転車の路側帯における左側通行）（H25. 12. 1）</li> </ul>
H26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）」の策定（H26. 2）</li> <li>・「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」の施行（H26. 4. 1）</li> </ul>	—
H27 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北陸新幹線金沢開業（H27. 3. 14）</li> <li>・「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」の改訂（H27. 3）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法一部改正（悪質自転車運転者に対する自転車運転者講習の受講義務化）（H27. 6. 1）</li> </ul>



＜金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）＞



平成 26 年 2 月策定

出典：金沢自転車ネットワーク協議会ホームページ

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/douro/bicycle2/img/development.pdf>



## 2

# これまでの取組

## 2-1. 自転車通行空間整備【はしる】

### 1) 自転車通行空間の整備実績

○平成 19 年度に全国初となる「自転車走行指導帯」(国道 359 号浅野川大橋～山の上間、L=1.0km)、平成 21 年度に全国 98 箇所自転車通行環境整備モデル地区の一つである小坂地区における「自転車専用通行帯」(一般県道東金沢停車場線東金沢駅前～小坂町間、L=0.6km)が整備された後、現行計画を策定し、毎年継続して自転車通行空間を整備しており、計 17.3km (県道含め 23.0km) が整備済みである。

○なお、「自転車走行指導帯」について、「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク(案)」の路線延長 54.8km に対する整備率は約 26% (市道路線延長 38.6km の整備率は約 33%) となっている。

＜金沢市内における自転車通行空間の整備実績(平成 27 年 11 月末現在)＞

	自転車走行指導帯				自転車専用通行帯		歩道上分離※2	計	
	中心市街地		郊外部		郊外部		郊外部		
	市道	県道	市道	県道	市道	県道	県道	市道	県道
延長	12.8	1.3	2.5	1.9※1	2.0	0.6	1.9	17.3	5.7
計	14.1		4.4		2.6		1.9	23.0	

※1: 野々市市内の整備済み区間 0.5km を含む

※2: 歩道上で歩行者と自転車の通行位置を視覚的に分離した通行空間

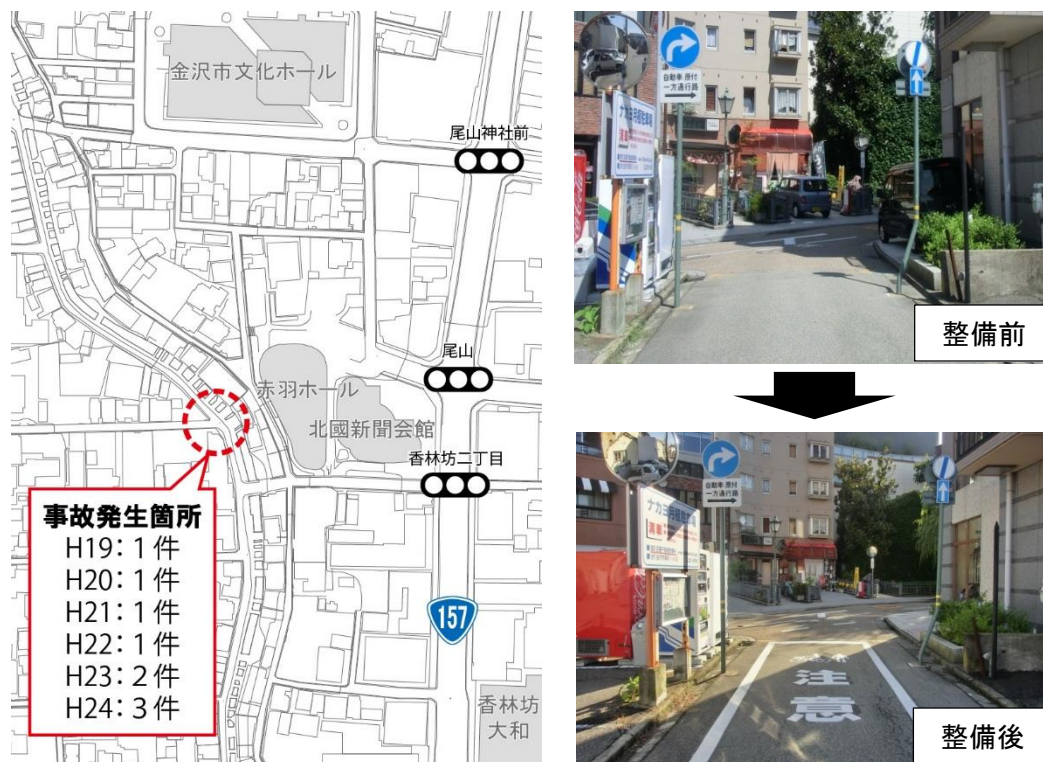




## 2) 自転車事故多発箇所における安全対策の実施

○自転車事故多発箇所調査を実施し、自転車関連事故が複数年にわたり発生している箇所（長町地区）において、路面表示による自転車事故対策を実施した。

＜自転車事故多発箇所における安全対策の実施状況＞



## 3) 自転車走行指導帯の整備に対する評価

○平成26年10月～11月の期間で、金沢市中心部において自転車走行指導帯を整備した地区の住民を対象としたアンケート調査を実施し、自転車走行指導帯の整備効果を検証した。

<p>＜調査概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配布数 687、回収数 344（回収率 50%）</li> <li>性別：男性 43%、女性 57%</li> <li>年代：20代 2%、30代 8%、40代 16%、50代 18%、60代 27%、70代 30%</li> </ul> <p>＜結果要旨＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>約5割→安全に通行できるようになった</li> <li>約7割→車道左側通行を守るようになった</li> <li>約7割→大通りでも指導帯を整備すべき</li> <li>約5割→安全に歩行できるようになった</li> <li>約7割→指導帯は交通環境改善に役立つ</li> </ul>	➔	<p>＜まとめ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車走行指導帯は、自転車利用者の安全性やルール遵守意識の向上、歩行者の安全を含む交通環境改善に一定の効果がある。</li> <li>●自転車利用者は「安全になっていない」との回答が約4割を占め、自転車の車道左側通行の徹底やクルマのドライバーへのさらなる注意喚起等を図っていく必要がある。</li> </ul>
--	---	--

## 2-2. 駐輪環境整備【とめる】

### 1) 駐輪場の整備・利用状況

- 現行計画策定後、新設もしくは廃止した駐輪場は下表のとおりであり、金沢駅周辺や香林坊周辺等、路上放置自転車が多い場所を中心に駐輪場を新設している。郊外部では、サイクル&ライド(自転車からバスや鉄道に乗り換えて移動すること)を推進するため、鉄道駅やバス停付近に駐輪場を新設している。
- 中心市街地(まちなか)の主要市営駐輪場20箇所では、駐輪可能台数4,069台に対し、平均駐輪台数2,737台、稼働率67.3%となっている。年間で最も稼働率が高いのは9月(79.4%)、最も低いのは1月(45.7%)であり、まちなかの駐輪場全体としては駐輪需要に対して余裕がある状況となっている。
- 個別にみると、金沢駅東等では年間平均稼働率が100%を上回っており、駐輪可能台数以上の駐輪需要がある。また、金沢駅第1や金沢駅第3では、月によって稼働率が100%を超えていたが、金沢駅西暫定や駅西広場地下を設置するとともに、周辺駐輪場の案内図を出入口に掲載するなどの対応を行っており、利用者の分散化が進んでいる。

＜駐輪場の新設・廃止状況(H23～26年、( )内の数字は台数)＞

		H23年	H24年	H25年	H26年
中心市街地	新設	金沢駅西暫定(135) 豎町(12)	此花町(25) 駅西広場地下(246)	—	香林坊せせらぎ通り暫定(43) 豎町第2暫定(40)
	廃止	金沢駅第4(▲162)	—	—	—
郊外	新設	西金沢駅西(189)	観音堂バス停前(33) 上荒屋バス停前(31)	三ツ屋駅前(16)	円光寺バス停前(16)
	廃止	—	—	鳴和第1(▲35)	—

＜主要市営駐輪場の分布＞



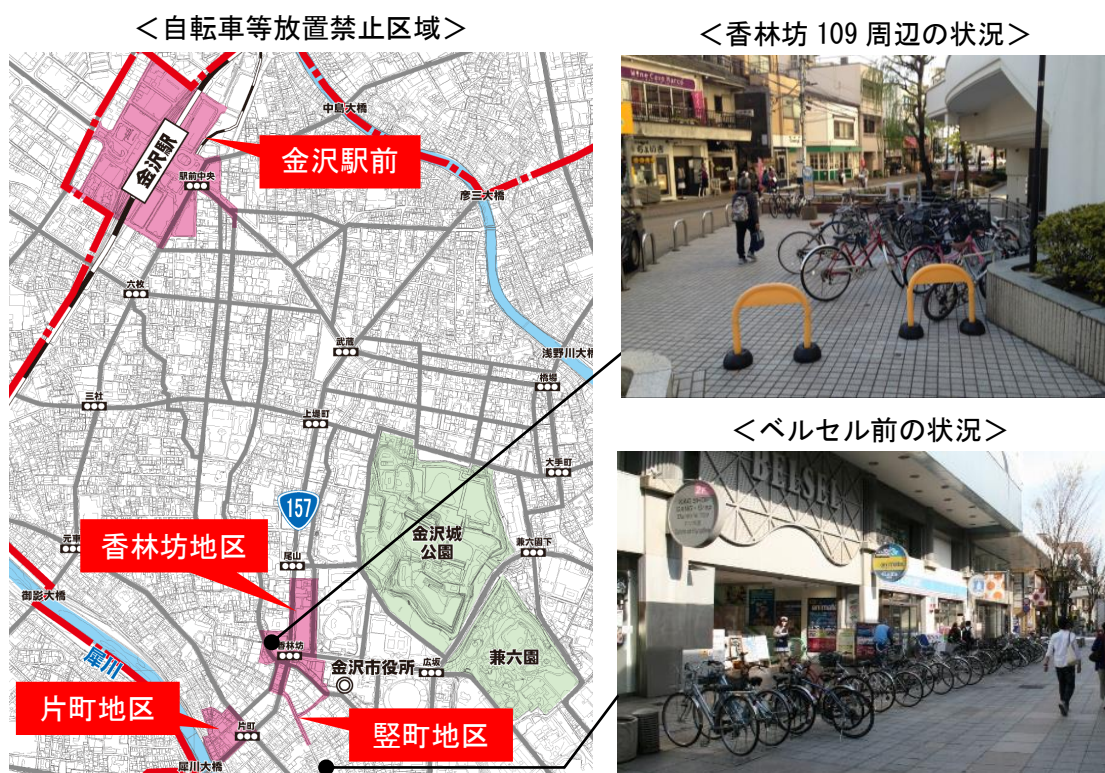
＜主要市営駐輪場の利用状況(平成26年度)＞

No.	駐輪場名	駐輪可能台数	平均駐輪台数	稼働率
1	金沢駅第1	598	504	84.2%
2	金沢駅第2	612	494	80.7%
3	金沢駅第3	646	575	89.0%
4	金沢駅東	60	97	161.7%
5	駅西広場地下	246	87	35.2%
6	本町2丁目	290	143	49.3%
7	野町駅前	50	78	156.8%
8	表参道	30	34	111.9%
9	十間町	160	101	63.2%
10	香林坊地下	607	204	33.6%
11	香林坊	80	37	46.8%
12	柿木島	170	108	63.4%
13	片町広場	40	44	110.0%
14	金沢駅西暫定	135	82	60.4%
15	武蔵	136	75	55.3%
16	兼六園下暫定	89	17	18.6%
17	豎町	12	13	107.6%
18	此花町	25	26	105.0%
19	香林坊せせらぎ通り暫定	43	15	34.5%
20	豎町第2暫定	40	9	22.1%
合計		4,069	2,737	67.3%
稼働率		—	—	67.3%



## 2) 放置駐輪対策

- 中心市街地における自転車等放置禁止区域は、金沢駅前、香林坊地区、堅町地区、片町地区において指定され、自転車等放置禁止区域内における路上放置自転車撤去台数は平成23年の499台から、平成26年には204台に減少している。
- 一方、路上駐輪が多発する場所は、現行計画策定時から変化してきており、香林坊109周辺やベルセル前（堅町商店街）、近江町いちば館前の路上駐輪が顕著である。



<放置自転車の移動・撤去状況（H23～H26年） ※市全域>

		H23年	H24年	H25年	H26年
駐輪場内		1,824台	1,713台	1,655台	1,669台
路上	放置禁止区域内	499台	309台	255台	204台
	その他	469台	453台	534台	354台
	計	968台	762台	789台	558台

### 3) 駐輪環境整備に向けた論点の整理

○平成 24 年 7 月に中心市街地（まちなか）の駐輪実態調査を行うとともに、その結果を踏まえて同年 10 月に「金沢市自転車等駐車対策協議会」を開催し、今後の駐輪環境整備に向けた論点を整理した。

#### <駐輪環境整備に向けた論点>

論 点	概 要
「駅周辺」と「まちなか区域」それぞれに関する対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅周辺では長期駐輪自転車により、利用できる駐輪容量が制限されることで、短時間の利用者が駐輪できない状況にあるため、<u>駐輪マナーの向上や有料化の導入を含めて長期駐輪対策を検討</u>していくべき。</li> <li>● まちなか区域では、<u>放置自転車対策のために自転車等放置禁止区域の拡大等</u>が考えられるが、その際には自転車利用者のマナー向上や駐輪環境の整備を図った上で検討していくべき。</li> </ul>
金沢市と学校の協議に基づくルールづくりと意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高校生の駐輪場利用に関して、<u>長期駐輪や自転車放置等の利用マナーの向上</u>を目的として協議を行っていくべき。その際、高校生が駐輪場を利用することに対して、<u>一定の緩やかなルール</u>を設けることも検討していくべき。</li> </ul>
より詳細な現状・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現時点の調査結果では、具体的な現状・課題の把握までは困難なため、<u>もう少し詳細なデータを収集</u>すべき。</li> </ul>
駐輪場の案内性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マップ・看板等による継続的な案内・誘導や、路上駐輪が目立つ店舗の店員による駐輪場の案内等、<u>市民・行政・商店街等が相互に協力して案内・誘導の強化</u>を図っていくべき。</li> </ul>
駐輪場の新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 十分な歩道幅員が確保できる<u>歩道上への駐輪場の設置</u>や、<u>放置自転車が目立つ商店街の出入口への駐輪場の設置</u>を検討すべき。</li> </ul>

## 2-3. 自転車利用促進【つかう】

### 1) 金沢市公共レンタサイクル「まちなり」の概要

○平成22年度の社会実験結果を踏まえた現行計画の方針に基づき、平成24年3月24日より金沢市公共レンタサイクル「まちなり」を本格実施しており、平成27年で4年目を迎えている。

○公設民営事業として、運営事業者では金沢駅東口のライブ1ビルに「まちなり事務局」を開設し、利用者への各種サービスを提供するとともに、利用状況に応じてポートや駐輪機器の増設・移設等を実施してきている。

○まちなり事務局では、「まちなり＝街の利」をコンセプトに、事業主体・運営主体の協働により、自転車を活かした地域連携など様々な取組を毎年実施している。



#### <金沢市公共レンタサイクル「まちなり」のサービス概要（平成27年11月末現在）>

運営時間	貸出：7:30-22:30（15時間） 返却：24時間可 ※まちなり事務局での貸出・返却は9～19時まで（冬期は18時まで）			
対象	身長140cm以上の方			
自転車	155台 (20インチ)	駐輪機器	252台	路上端末機 20台 (1台/箇所)
ポート数	20箇所（事務局を含め21箇所）※どこでも貸出・返却が可能			
料金	①基本料金：200円/日、1,000円/月、9,000円/年 ②追加料金：1回30分を超過すると30分毎に200円			
管理方法	無人・集中管理（まちなり事務局は有人対応）			
料金收受 個人認証	①クレジットカードの場合 手持ちICカード/まちなりICカード/パスワード（1日利用のみ） ②現金の場合 レンタルICカード ※まちなり事務局やホテル・コンビニ等の提携窓口で提供 (施設利用者限定)			

#### <まちなり長町ポート>

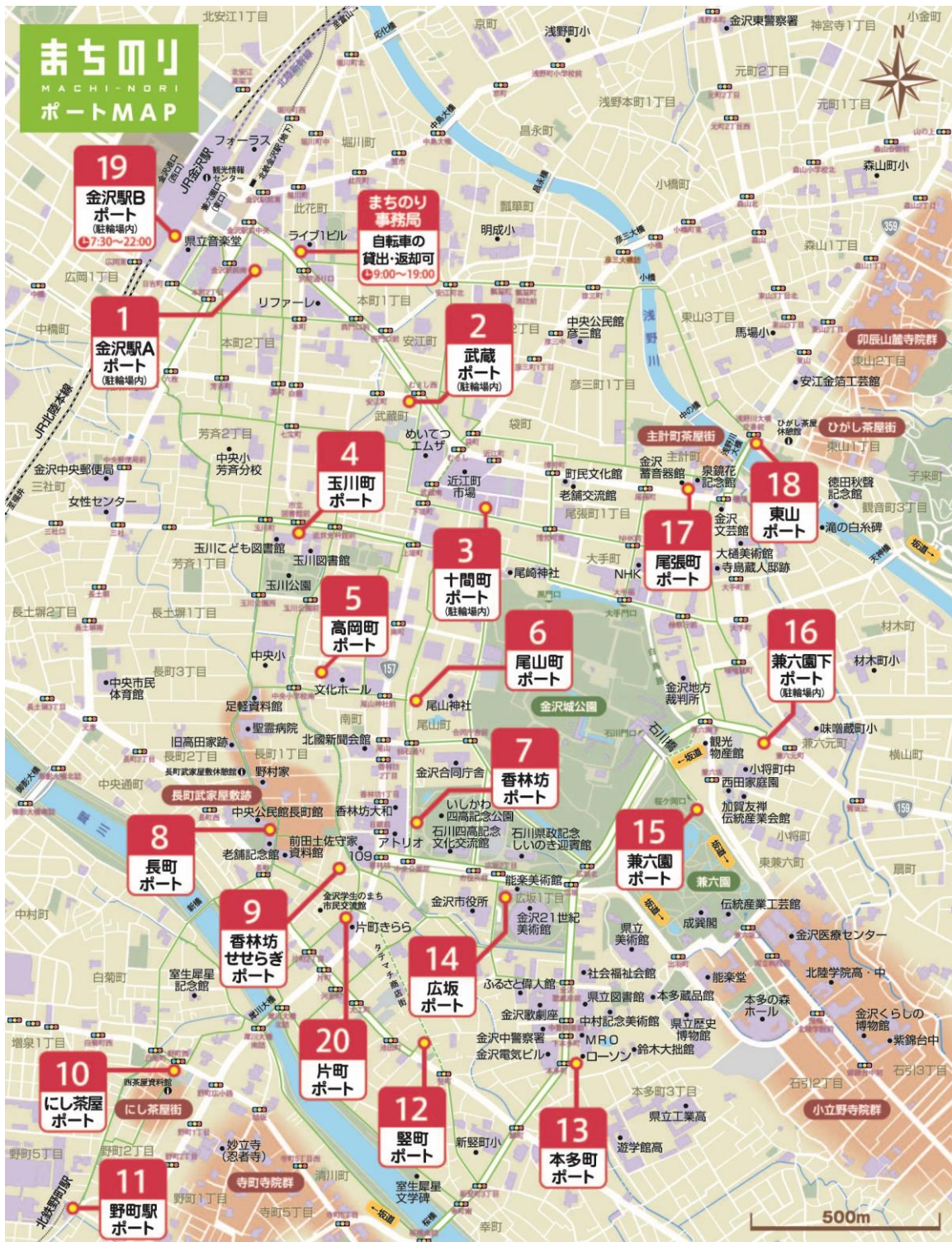


#### <付帯的な取組（イベント、ベビのり等）>





〈まちのリサイクルポートマップ（平成27年10月現在）〉



## 2) 金沢市公共レンタサイクル「まちなり」の利用実績

### (1) 全体

○平成24年3月24日～平成27年11月30日までの1,347日間の利用実績ならびに各年度の利用実績は下表のとおりである。利用回数・利用人数・登録者数は毎年着実に増加し、平成26年度の累計利用回数は13万回を超え、「金沢市中心市街地活性化基本計画」（平成24年3月）の目標値「年間10万回」を3年目で達成した。

○平成27年度は、平成27年3月14日の北陸新幹線金沢開業に伴って利用回数が増加しており、4月1日～11月30日までの8カ月で累計利用回数約17万回を記録している。

＜金沢市公共レンタサイクル「まちなり」の利用実績＞

	全期間※1	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度※2
累計利用回数（回）	478,004	81,017	94,703	130,885	169,611
1日平均利用回数（回/日）	355	222	259	359	695
累計利用人数（人）	163,218	30,127	33,576	43,992	54,976
1日平均利用人数（人/日）	121	83	92	121	225
登録者数	121,769	19,367	23,496	32,800	45,407

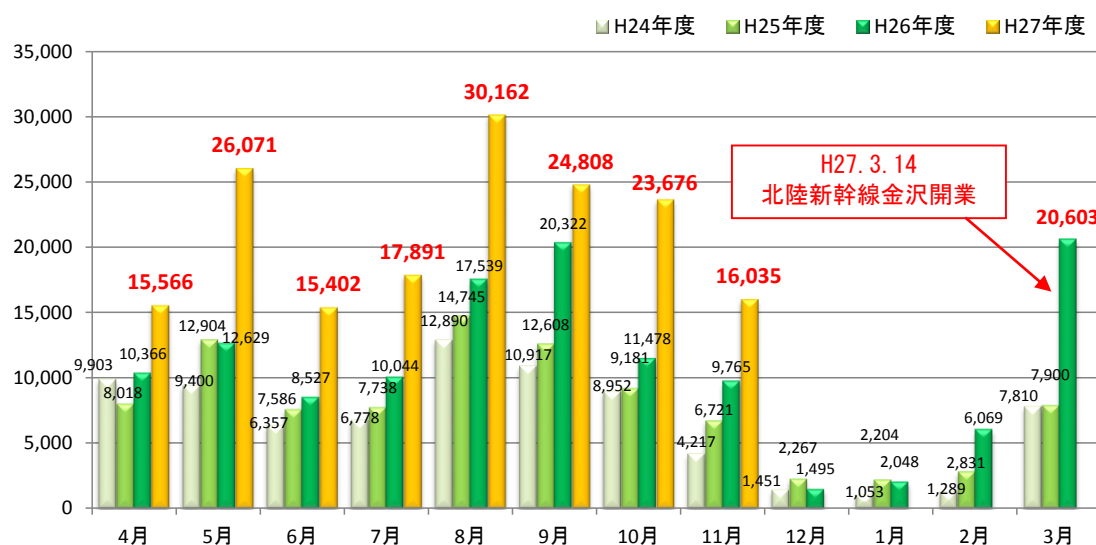
※1：「全期間」には、平成24年3月24日～同年3月31日までの利用を含むため、各年度合計と合致しない。

※2：「H27年度」は、平成27年4月1日～同年11月30日までの利用実績を示す。

### (2) 月別利用状況

○概ねすべての月で右肩上がりに利用回数が増加しており、特に北陸新幹線開業後は飛躍的に増加していることがわかる（平成27年3月は前年比2.6倍、5月と10月は前年比2.1倍を記録）。

＜金沢市公共レンタサイクル「まちなり」の月別利用回数の推移＞





### (3) ポート別・ポート間の利用状況

○貸出・返却ともに「東山」、「十間町」、「広坂」、「金沢駅B」の上位4ポートが突出しており、20箇所の中でも拠点的作用を果たしている。金沢駅への一極集中傾向は見られず、駅発着の交通手段としてだけでなく、まちなかを回遊する交通手段として利活用されている。

○ポート間の移動状況を見ると、東山～十間町・武蔵・広坂・兼六園～金沢駅間の移動が上位を占めている。ひがし茶屋街方面へのアクセスがやや不便であり、既存の公共交通網を補完する役割を担っていることがうかがえる。

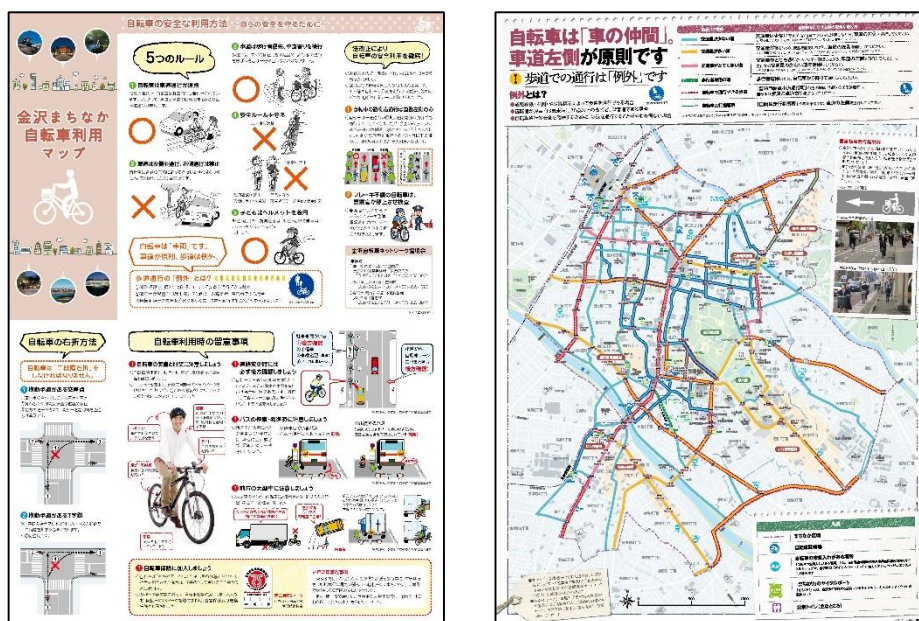
### (4) 利用者の評価

○平成27年5月に実施した利用者アンケート調査（回答者数251人、県外93%）の結果、9割以上の利用者が「満足」と回答している。一方、自由回答の中には「ポートに自転車が無い」、「ポートの場所が分かりにくい」、「ポートを増やしてほしい」などの指摘がみられた。

## 3) 「金沢まちなか自転車利用マップ」の作成

○学識者、警察（石川県警・所轄警察署）、道路管理者（国土交通省金沢河川国道事務所・石川県・金沢市）からなる「金沢自転車ネットワーク協議会」では、自転車で安全に通行できるルート（自転車通行空間整備ネットワーク路線）や自転車の安全な利用方法、駐輪場や空気入れがある場所などの情報を掲載した「金沢まちなか自転車利用マップ」を作成・配布している（平成26年度）。

<金沢まちなか自転車利用マップ>



出典：金沢自転車ネットワーク協議会ホームページ  
<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/douro/bicycle.co/map.html>

## 2-4. ルール・マナー向上【まもる】

### 1) 自転車利用者へのルール・マナー啓発活動

#### (1) 「金沢市自転車マナーアップ強化の日」の取組

○春と秋の全国交通安全運動期間中の1日を「金沢市自転車マナーアップ強化の日」に指定し、関係団体との連携による街頭指導を市内各所で実施している。

＜街頭指導の様子＞



＜「金沢市自転車マナーアップ強化の日」に関する取組＞

H23年	5月18日：東金沢、鱗町交差点、芳斉地区、金沢東警察署前、西念交差点、藤江交差点
	9月27日：西金沢駅付近、東金沢、長土堀地区、県立工業高校、金沢東警察署管内、金沢中警察署管内各地区幹線道路等（10地区）
H24年	4月11日：鱗町交差点、中央小学校周辺、市立工業高校、東金沢
	9月27日：森本中学校、中央小学校周辺、遊学館高校、尾山台高校、東金沢
H25年	4月10日：東金沢、有松・久安地区、中央小学校周辺、尾山台高校
	9月25日：浅野川中学校、森本中学校、市立工業高校、有松・久安地区、堅町地区放置禁止区域
H26年	4月9日：金沢西高校、有松・久安地区、広岡地区、芳斉地区、堅町・香林坊地区放置禁止区域
	9月26日：金沢二水高校、芳斉地区、尾山台高校、堅町・香林坊地区放置禁止区域
H27年	5月27日：市立工業高校、東金沢、知事公舎前～金沢歌劇座前、芳斉地区、堅町・香林坊地区放置禁止区域
	9月25日：金沢西高校、鳴和・大樋町交差点、有松・久安地区、堅町・香林坊地区放置禁止区域

#### (2) 小学校3年生自転車教室の実施

○市内小学校3年生を対象に、神田交通公園において自転車の正しい乗り方とルールを実技指導している。

＜自転車教室の様子＞



＜小学校3年生自転車教室の実績＞

H23年	61校	4,210人
H24年	61校	4,185人
H25年	60校	4,038人
H26年	60校	3,882人
H27年	58校	4,087人

### (3) 自転車ルール・マナーに関する検定の実施

○自転車ルール・マナーに関する検定問題(20問、○×形式)を作成し、市立中学校の1年生を対象に実施している。平成24年からは市立の全中学校を対象に実施している。

＜ルール・マナー検定の様子＞



＜自転車ルール・マナー検定の実績＞

H23年	・市内高校：4校(2,131人)
H24年	・市立中学校：24校 ・市内高校：4校(7,540人)
H25年	・市立中学校：24校 ・市内高校：4校(7,673人) ・上級編作成
H26年	・市立中学校：24校 ・市内高校：1校 ・市内国県私立中学校：4校(6,353人) ・上級編作成
H27年	・市内中学校：24校 ・市内高校：1校 ・市内国県私立中学校：4校(4,674人)

### (4) 自転車利用ルール遵守宣言校の指定

○自転車利用ルール遵守宣言校を指定し、スタントマンによる交通安全教室やルール・マナー検定を全生徒に実施している。また、マナーアップ強化の日では街頭指導等を実施している。

＜交通安全教室の様子＞



＜自転車利用ルール遵守宣言校の指定状況＞

H24年	・森本中学校
H25年	・浅野川中学校 ・森本中学校(スタントマン教室は浅野川中学校のみ)
H26年	・兼六中学校
H27年	・高岡中学校 ・金沢市立工業高等学校

### (5) サイクルフェスタの実施

○来場者の多いイベントにブースを設置し、自転車ルール・マナーの啓発や施策の紹介を実施している。

＜サイクルフェスタの様子＞



＜サイクルフェスタの実績＞

H25年	8月10日：金沢ゆめ街道
H26年	10月12日：児童館フェスティバル
H27年	10月11日：児童館フェスティバル



## (6) サイクルパートナー店の指定

○高校周辺のコンビニ(サークルKサンクス 30 店舗、ファミリーマート 20 店舗)を「サイクルパートナー店」に指定し、タイヤの空気入れの設置やルール・マナーの声かけ活動を実施している。

### <サイクルパートナー店>



## (7) DVD・チラシの作成・配布

○DVDやチラシ等の各種配布物を作成し、ルール・マナー検定のフォローアップなど、必要に応じて活用している。

### <マナーアップチラシ>



### <DVD・チラシの作成・配布実績>

H23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>マナーアップ DVD 「チャリーズエンジェル」 →金沢ケーブルテレビ、金沢駅東広場テレビで放映</li> <li>マナーアップチラシ (他市町と合同で作成)</li> </ul>
H26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車ルール・マナー読本</li> <li>マナーアップチラシ (他市町と合同で作成(改訂))</li> <li>条例周知チラシ</li> </ul>

## (8) 金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定

○市民や学校、事業者等と協働で自転車の安全な利用を促進することにより、安全で良好な生活環境の確保に資することを目的とし、平成 26 年 4 月 1 日に「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行した。

### <自転車ルール&マナー読本>



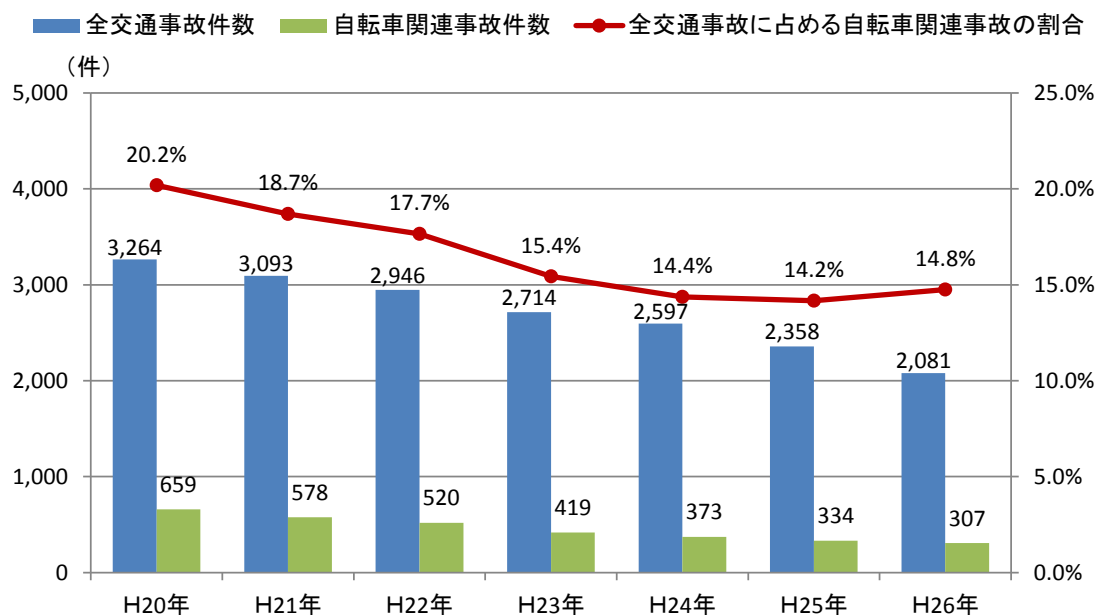
○条例に基づき、新たな事業として「自転車マナーアップの日」、「地域自転車安全教室」、「ヘルメット普及促進事業」、「自転車安全利用指導員」の 4 項目を追加・実施している。

※条例制定に伴い、自転車で安全に走るためのポイントをイラスト中心に分かりやすく解説した「自転車ルール&マナー読本」を市ホームページに掲載。

## 2) 中心市街地における自転車関連事故件数の推移

- 現行計画に基づく「はしる」「とめる」「つかう」「まもる」の各種自転車施策を総合的に展開した成果として、金沢市中心市街地（まちなか）では自転車関連事故が減少している。
- 自転車関連事故件数は、平成20年に659件であったが、平成26年には307件となり、半数以下に減少している。
- また、全交通事故に占める自転車関連事故の割合についても、平成20年に20.2%であったが、平成26年には14.8%まで減少している（平成26年の全国値は19.0%）。

＜金沢市における全交通事故件数及び自転車関連事故件数の推移＞

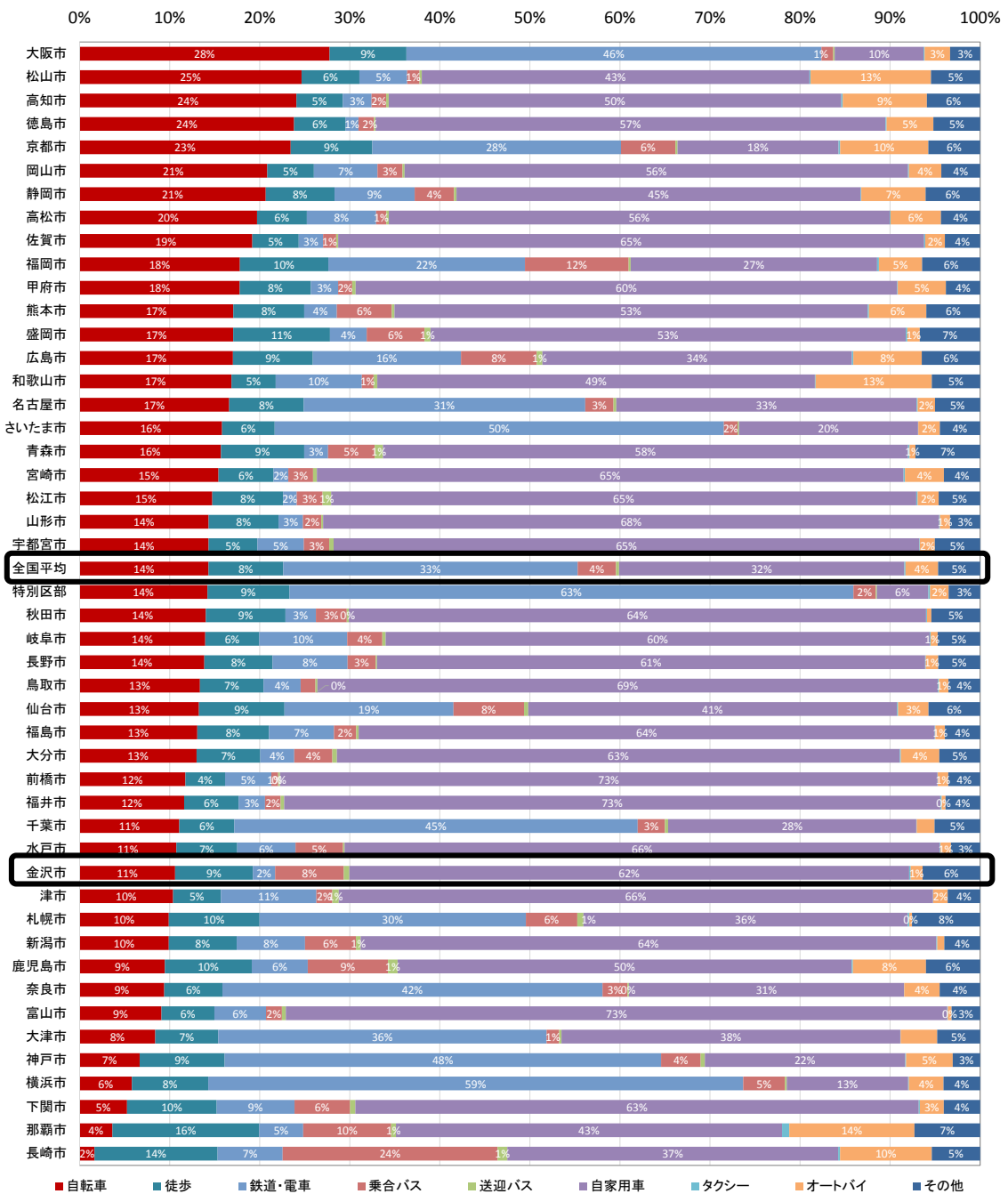


出典：石川県警察本部資料より市作成

## 【参考】通勤・通学時における自転車利用率

○平成 22 年国勢調査結果によると、金沢市における通勤・通学時の自転車利用率（代表交通手段における自転車分担率）は 11%であり、県庁所在都市平均の 14%を 3 ポイント下回っている。なお、平成 12 年国勢調査結果では 13%であり、10 年間で 2 ポイント減少している。

＜通勤・通学時における自転車利用率（県庁所在都市、H22 年国勢調査）＞





### 3 計画見直しの方向性







## 4-1. 区域等の変更

### ■区域

- 本計画の主な検討対象範囲は『金沢市中心市街地活性化基本計画』（平成19年5月）で定義された「中心市街地（まちなか）」（約860ha）とする。ただし、郊外部における鉄道駅や高校等の主要施設の周辺、自転車交通量の多い路線も新たに対象とする。

「はしる」については、郊外部においても一部の自転車交通量の多い路線で既に自転車通行環境整備を実施してきており、「とめる」、「まもる」についてもまちなか、郊外部の区別なく必要な施策を実施してきている。

見直し後については、郊外部における取組も、この計画の対象としていくものとする。

### ■計画の位置付け

- 本計画の最上位計画を、「都市像『世界の交流拠点都市金沢』」とその実施計画である「重点戦略計画」とする。

本市の上位計画の変更に基づき、上記の通りに変更する。

### ■計画の推進体制

- 本計画の推進は、学識者、警察（石川県警・所轄警察署）、道路管理者（国土交通省金沢河川国道事務所・石川県・金沢市）で構成された「金沢自転車ネットワーク協議会」と連携するほか、市民、有識者、警察、行政（国・県）、学校、企業・事業者等と積極的に連携・協働し、各主体による取組の情報共有を図るとともに、新たな施策の立案・実施、計画の進捗状況の点検・評価・見直し等を行い、本計画の着実な推進を図る。

「金沢自転車ネットワーク協議会」が設立されたことから、関係者の考え方や方向性の一致を図り、より効果的に施策を展開していく。また、市民や学校等各主体の協力が、本計画の推進に必要不可欠であることから、これまで以上の連携を図るものとする。

## 4-2. 自転車利用環境向上の4本柱の展開

### 1) はしる（自転車通行空間整備）

#### ■ 施策の展開方針

- 現行計画の基本的な考え方を踏まえつつ、「まちなか自転車ネットワーク」は「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）」に置き換え、自転車通行空間の整備を推進する。なお、自転車通行空間整備の詳細については、「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」に基づくものとする。
- 金沢自転車ネットワーク協議会が検討・提示する自転車ネットワーク路線について整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、随時、優先すべき路線を判断しながら整備を行う。

#### ■ 「つなぐ・ひろめる」の施策の方向性

- ★ 自転車通行空間の整備を郊外にひろめる
- ★ ネットワークとしてつなぐ

- まちなかと郊外部の整備済み区間を結ぶ路線をはじめ、自転車利用者が多く、高い整備効果が見込まれる高校周辺や、小学生の通学路など歩行者の安全を確保すべき路線、地域住民からの強い要望がある路線などを対象に、まちなかのみならず郊外部においても「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」に基づき整備を進めることで、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出を図る。

#### ■ 「はしる」に関する施策一覧

施策	内容
自転車通行空間整備の推進	<p>◆「金沢中心市街地の自転車通行空間整備ネットワーク（案）」に位置づけられた路線をはじめ、郊外部の自転車利用ニーズが高い路線等を対象に、「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」に基づき、自転車通行空間の整備を推進する。</p> <p><b>【自転車通行空間の整備対象路線】</b></p> <p>※「金沢自転車通行空間整備ガイドライン（案）」（H27.3 現在）では、以下のいずれかに該当する路線を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①自転車交通量が多い路線（500台／日以上）</li><li>②地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共交通施設、学校、地域の核となる商業施設及びスポーツ関連施設等の大規模集客施設、主な居住地区等を結ぶ路線</li></ul>

(つづき)

施策	内容
自転車通行空間整備の推進	③自転車と歩行者の錯綜や自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間の確保が必要な路線 ④地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線 ⑤自転車の利用増加が見込める、沿道で新たに施設立地が予定されている路線 ⑥既に自転車の通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路）が整備されている路線 ⑦その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線
自転車事故多発箇所における交通安全対策の推進	◆自転車関連事故が多く発生している交差点部などの危険箇所における交通安全対策の実施（路面表示や看板の設置など）
自転車通行空間整備済み路線におけるフォローアップの実施	◆自転車通行空間整備済み路線については、整備効果の検証や路面表示の更新などの適切な維持管理（ハード・ソフト両面の継続的なフォローアップ）を実施する。

<自転車通行空間整備済み路線の様子>



(県立音楽堂前市道)



(国道 359 号 浅野川大橋～東山)



(中央小学校前市道)



(県道窪野々市線)

## 2) とめる（駐輪環境整備）

### ■ 施策の展開方針

○駐輪場内での長期駐輪対策や駐輪場の案内・誘導の強化などにより既存駐輪場の適正利用を推進するとともに、まちなかの駐輪需要に応じた新たな駐輪施設の整備を推進する。また、スポーツ車や電動アシスト自転車などの多様な駐輪ニーズへの対応を図り、既存駐輪環境の充実に努める。さらに、自転車等放置禁止区域の拡大、駐輪場の附置義務化・有料化に関する調査・検討を引き続き進める。

### ■ 「つなぐ・ひろめる」の施策の方向性

#### ★ 駐輪場の整備や適正利用の取組をひろめる

#### ★ 自転車と公共交通をつなぐ

○駐輪場の整備や適正利用の取組については、まちなかのみならず、郊外部においても随時進めるものとする。また、北陸鉄道石川線・浅野川線の駅や主要バス停における駐輪環境を整備し、自転車と公共交通の結節性の向上に努める。

### ■ 「とめる」に関する施策一覧

施策	内容
既存駐輪場の適正利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆駐輪場における長期駐輪防止のための啓発を推進する（高校や駐輪場内での長期駐輪禁止及び路上駐輪防止チラシの配布など）。</li> <li>◆駐輪場の案内や誘導の強化を図る（路上駐輪多発箇所における誘導看板の設置など）。</li> <li>◆上記の各施策を推進するための駐輪場利用実態調査を実施し、現状分析に基づく具体的な方策を検討・立案する。</li> </ul>
駐輪場のイメージアップの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆空気入れの設置をはじめ、明るく使いやすい駐輪場の整備・改善を行うことにより、駐輪場の利用を促進する。</li> </ul>
長期駐輪及び路上放置対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆駐輪期間の調査、警告、撤去の頻度を高めるなど、長期駐輪による駐輪スペースの減少を防ぐ。</li> <li>◆路上放置が頻繁に起きている場所での指導員の配置など、指導と駐輪場への案内を強化する。</li> </ul>
新たな駐輪施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆まちなかの駐輪需要に応じた新たな駐輪施設の整備を推進する。</li> <li>◆郊外部の自転車利用者と公共交通の結節性を高め、自転車から鉄道やバスに乗り継ぐ「サイクル&amp;ライド」を推進するため、北陸鉄道石川線・浅野川線の駅や主要バス停における駐輪環境整備を推進する（駐輪ニーズを見極めて実施）。</li> </ul>



(つづき)

施策	内容
多様な駐輪ニーズへの対応	◆近年増加傾向にあるロードバイク等のスタンドが無いスポーツ自転車や電動アシスト自転車、子どもを乗せる二人乗り・三人乗り自転車などの駐輪も考慮し、既存駐輪場の改良や新たな駐輪施設の整備を推進する。
自転車等放置禁止区域の拡大	◆自転車の放置状況に関する調査を行い、必要に応じて禁止区域の拡大を検討し、その是非を判断する（西金沢駅西口エリアなど）。
駐輪場の附置義務化・有料化	◆駐輪需要が多い施設の駐輪場整備を促進し、駐輪環境の向上を図るため「自転車駐車場附置義務条例」の制定を検討する。 ◆駐輪場の有料化については、長期駐輪対策等の適正利用の推進や受益者負担を目的に、利用実態等を調査の上、有料化のメリットやデメリット等を整理し、その可能性について検討する。

<駐輪場の案内・誘導の例>



<有料駐輪場の例>



(地下式駐輪場：品川駅)

<サイクル&ライド駐輪場>



(金沢市宮割出駅前自転車駐輪場)

### 3) つかう（自転車利用促進）

#### ■ 施策の展開方針

- 金沢市公共レンタサイクル「まちなり」については、北陸新幹線開業に伴う利用者増をはじめとする利用ニーズの多様化に対応するため、サービス内容の見直し・改善を行い、ハード・ソフト両面の充実を図る。また、観光利用だけでなく、市民の通学・通勤等の利用を促進する。さらに、将来的なシステムや機器類の更新を見据え、次世代システムの検討を進める。
- モビリティマネジメントの一環として、自転車の有用性を広く市民にアピールし、自転車の利用を促進する。

#### ■ 「つなぐ・ひろめる」の施策の方向性

- ★ 「まちなり」のサービスや自転車の有用性の認識をひろめる
- ★ 回遊性を向上させて地域をつなぐ

- 金沢市公共レンタサイクル「まちなり」については、利用ニーズを踏まえたサービスエリアの拡大やサービス内容の充実を図る。
- モビリティマネジメントの観点から自転車の有用性（健康面、環境面、経済面などのメリット）を広く市民にPRし、認識を深めることでクルマからの利用転換を図る。

#### ■ 「つかう」に関する施策一覧

施策	内容
金沢市公共レンタサイクル「まちなり」のサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆既存サービス内容やサイクルポートの改善等により、さらなる周知とわかりやすさの向上を図る。</li> <li>◆利用ニーズに応じて、既存サイクルポートの場所や規模の見直しを行うことにより、利便性の向上を図る。</li> <li>◆新たなサイクルポートの整備や電動アシスト自転車の導入などの拡充を図る。</li> <li>◆多様な利用ニーズへの対応の観点から、料金体系や運営体制の見直しを行い、サービス内容の充実を図る。</li> <li>◆利用ニーズに関する調査の上、「まちなり」のサービスエリア拡大や次世代システムについて検討する。</li> </ul>
地域や商店街等との連携による「まちなり」の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域や商店街等との連携を強化することで、買い物や街巡りなどにおいて「まちなり」を活用し、市民や来街者の利便性・回遊性の向上を図る。</li> </ul>
サイクルパートナー店の周知・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自転車の安全・快適な利用を促進するため、サイクルパートナー店の周知や新たなパートナーの拡充を図る。</li> </ul>
自転車の有用性に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自転車の有用性（健康面、環境面、経済面等）に関する勉強会やイベント等を実施し、日常的な自転車の利用促進を図る（金沢自転車ネットワーク協議会等との連携・協働を含む）。</li> </ul>



<「まちなり」の利用の様子>



<自転車の有用性に関する情報発信のイメージ>



(自転車による発電体験)



(自転車に関する勉強会の開催)



(サイクルイベントの様子)

※御堂筋サイクルピクニック(大阪市)では、車道左側通行のアピール走行やウィーラーズクール(子ども自転車教室)など複合的なイベントを開催。  
(<https://cyclepicnic.wordpress.com/>)

## 4) まもる（ルール・マナー向上）

### ■ 施策の展開方針

- 市民、地元組織（町会・校下等）、企業、市民団体、学校関係者、交通事業者、行政（国・県・市・近隣市町・県警）等の協働により、子どもから大人までの自転車利用者に対する意識啓発活動を実施する。
- 小学生に対しては、現在実施している交通安全教育の継続等により、自転車利用のルールやマナーを周知する。
- 自転車利用頻度が高い中学生や高校生に対しては、学校での指導強化をはじめ、学校関係者や警察等との連携による定期的な街頭指導の実施等を通じて、自転車利用のルールやマナーを周知する。
- 大人の自転車利用者や自動車のドライバーに対しては、自動車教習所との連携、街頭指導や駐輪場での意識啓発活動等を通じて、自転車利用のルールやマナーを周知する。
- 各種施策の効果を見極めながら、施策の新設や改廃などの見直しを随時行い、より効果的・効率的な施策を展開する。

### ■ 「つなぐ・ひろめる」の施策の方向性

#### ★ ルール・マナー向上の取組をひろめる

#### ★ 幅広い利用者の安全意識をつなぐ

- これまでの取組で十分なアプローチができていない大人（一般成人）や大学生、自動車ドライバーへの周知・啓発を推進する。
- 来街者への自転車ルール・マナーの意識啓発を図る。
- 郊外部における自転車通行空間整備に合わせたルール・マナー向上の取組について検討・実施する（近隣市町との連携による街頭指導等）。

### ■ 「まもる」に関する施策一覧

施策	内容
「金沢市自転車マナーアップ強化の日」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆春と秋の全国交通安全運動期間中の1日を「金沢市自転車マナーアップ強化の日」に指定し、関係団体との連携による街頭指導を市内各所で実施する。</li> <li>◆近隣市町にまたがる路線での街頭指導にあたっては、近隣市町の関係部署や警察機関等と連携し、指導を行う。</li> </ul>
小学校3年生自転車教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内小学校3年生を対象に、神田交通公園において自転車の正しい乗り方とルールを実技指導する。</li> </ul>
自転車ルール・マナーに関する検定の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自転車ルール・マナーに関する検定問題を作成し、市内の中学生や高校生を対象に実施することで、自転車のルール・マナーの意識向上を図る。</li> </ul>



(つづき)

施策	内容
自転車利用ルール遵守宣言校の指定	◆「自転車利用ルール遵守宣言校」を指定し、スタントマンによる交通安全教室やルール・マナー検定を全生徒に対して実施する。
DVD・チラシの作成・配布	◆DVDやチラシ等の各種配布物を作成し、ルール・マナー検定のフォローアップなど、必要に応じて活用する。
金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例の周知	◆条例に基づき、新たな事業として実施している「自転車マナーアップの日」、「地域自転車安全教室」、「ヘルメット普及促進事業」、「自転車安全利用指導員」について周知・啓発する。 ◆特に危険な傘さし運転やイヤホンを付けたままの運転などに対して指導・啓発を強化し、自転車ルール遵守を促す。 ◆自転車の利用者の役割として条例に記載している「自転車の定期点検」と「自転車損害賠償保険等への加入」について周知・啓発する。
来街者へのルール・マナーの意識啓発	◆まちなり自転車へのルール・マナーの掲載に加え、まちなり事務局が作成する「安全利用マップ」のさらなる周知や、一般市民を対象とした交通安全教室の開催など、「まちなり」を活かしたルール・マナーの意識啓発を行う。
自動車ドライバーを含む大人、大学生、高校生へのルール・マナーの意識啓発	◆自動車教習所と連携し、受講者に対して自転車のルール・マナーについて周知を図る。 ◆大学生や高校生とともに、街頭や駐輪場においてルール・マナーの啓発活動を実施する。

<街頭指導の様子>



(せせらぎ通り)



(二水高校前市道)



(中央小学校前市道)



(県道東金沢停車場線)